従来の健康保険証が使用できなくなります

～令和７年12月２日以降、原則マイナ保険証へ～

■従来の健康保険証が使えなくなります。

令和７年12月２日以降、お手元の健康保険証はご利用いただけません。

今後は、**「マイナ保険証」**が基本の受診方法となります。
マイナ保険証がない方は**「資格確認書」**を申請・交付で受診できます。

■マイナ保険証ってなに？

マイナンバーカードに健康保険の情報を登録すると**「マイナ保険証」**として使えるようになります。

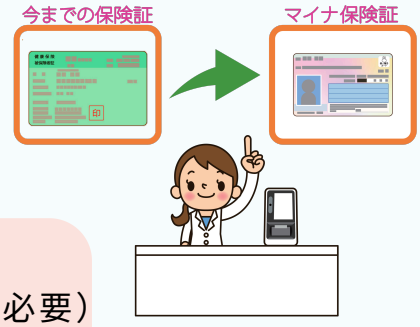

＜主なメリット＞

- ✓ 就職・転職後もそのまま利用可能
- ✓ 薬や健診情報を医師と共有できる（同意が必要）
- ✓ 限度額認定証の持参が不要に

■いざという時にあわてないため...

特に、定期的に医療機関を受診されている方はマイナ保険証の早めの登録をおすすめします。登録はマイナポータルや医療機関の端末で簡単にできます！

＜マイナポータルでの登録手順（スマートフォン）＞

1. スマートフォンに「マイナポータル」をインストールして起動
2. 「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」を選択
3. マイナンバーカードを読み取り、暗唱番号を入力
4. 内容を確認して申込ボタンを押す

■詳しくは公式サイトで！

「マイナ保険証の登録方法」

学研健康保険組合

東京都品川区西五反田2-11-8 学研ビル4F
TEL:03-6431-1039
Email:support@g-kenpo.or.jp

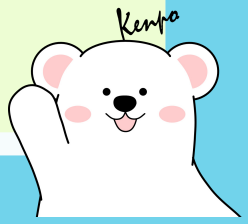

マイナ保険証・資格確認書Q＆A

Q，マイナンバーカードの取得はどうするの？

A，オンライン、郵送等で申請します。申請後、概ね１カ月で「交付通知書」が届きます。期限までに交付場所で受け取ってください。

マイナンバーカード総合サイト
（地方公共団体情報システム機構）

Q，マイナ保険証を使うには？

A，事前にマイナンバーカードを「保険証利用の申込み」しておく必要があります。スマホ・パソコンのマイナポータルや、医療機関窓口、セブン銀行 ATM などから申込みできます。

マイナバーカードの健康保険証利用方法
（厚生労働省）

Q，マイナ保険証がない場合はどうするの？

A，学研健康保険組合保が発行する「資格確認書」で医療機関等を受診できます。所属の会社を通して申請してください。

資格確認書の発行・再発行を依頼する場合

最新情報は 学研健康保険組合 の 公式サイト・公式 LINE でチェック！

公式サイト

公式 LINE